

国土入企第 3 2 号

平成 2 6 年 2 月 7 日

一般社団法人全国建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局長



公共工事の円滑な施工確保について

日本経済の成長力の底上げと好循環の実現を図るためには、「好循環実現のための経済対策」（平成 25 年 12 月 5 日閣議決定）及び平成 26 年 2 月 6 日に成立した平成 25 年度補正予算も含めた今後の公共工事の迅速かつ着実な実行が重要です。

「好循環実現のための経済対策」では、「建設産業の現場の人手不足感が高まる中で、地域の建設企業が採算性を確保しつつ、公共事業の円滑な施工が確保されるよう、最新の労務単価の適用等による適正な価格による契約、地域企業の活用に配慮しつつ発注ロットの大型化等による技術者・技能者の効率的活用、地域の実情等に応じた資材等の地域外からの調達に係る適切な支払い、入札契約手続きの効率化等の徹底、資金調達の円滑化等により、万全を期する」こととされています。

国においては、本経済対策の内容に沿って今後の予算を執行することとしておりますが、各地方公共団体においても、「好循環実現のための経済対策」の趣旨及び「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（平成 23 年 8 月 25 日付け総行行第 126 号・国土入企第 14 号）において要請した内容を踏まえ、円滑な施工確保を図るため、別添のとおり取組を講じるよう各都道府県及び政令指定都市あてに通知しましたのでお知らせします。

貴職におかれては、当該取扱いについてご理解と適切な対応をお願いするとともに、貴団体傘下の建設企業に対し、周知方お願いします。